発言順位	３番

一 般 質 問 発 言 通 告 書

下記事項について質問をしたいので、会議規則第５１条第１項の規定により通告します。

令和　４年　６月　７日

三島市議会議長　　川原　章寛　様

三島市議会議員　　15　番　　岡田　美喜子

質問事項１	受動喫煙から市民を守るために

具体的内容　受動喫煙の防止に関して初めて規定された法令は、2003 年５月に施行された「健康増進法」で、2018 年７月の改正健康増進法の成立により、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じた受動喫煙防止対策の措置が定められました。

三島市では、「三島市快適な空間を保全するための公共施設における喫煙の防止等に関する条例」を策定し、歩行喫煙の防止、ポイ捨ての防止、受動喫煙の防止などに取り組んでいます。

しかし、駅周辺では路上喫煙がなくならず、また、屋外への灰皿設置は受動喫煙を発生させている状況にあります。

受動喫煙から市民を守るために以下について伺います。

１　路上喫煙防止の取り組みについて

２　喫煙場所の整備について

３　受動喫煙対策について

４　分煙環境の整備について、公衆喫煙場所の整備に助成制度ができないか。

５　三島駅前広場及び市民体育館にコンテナ型喫煙所の設置で分煙ができないか。

質問事項２	安心・安全なまちづくり地方再犯防止推進計画について

具体的内容　全国の刑法犯の認知件数は、平成 14 年の約 285 万件をピークに減り続け、令和３年には約 56 万件となりました。一方、三島市内における刑法犯の認知件数は、令和 3 年は 453 件で令和 2 年より 108 件増加し、平成 24 年の 1,010 件から年々減り続けていましたが、令和３年は増加に転じています。

初犯者数が大幅に減少し再犯者数は横ばいであることから、全国の再犯者率は、令和 2 年は 49.1％と、調査が開始された昭和 47 年以降過去最高となり、再犯を防止することが重要な課題となっています。

このような状況から、再犯防止推進法が平成 28 年 12 月に施行され、地方公共団体は再犯の防止等に関し、国との役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有すること、国の再犯防止推進計画を勘案し地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

三島市の取り組みを伺います。

１　地域の安全活動の取り組みについて

２　犯罪や非行がおこりにくい環境づくりについて

３　立ち直りを支える地域の力（保護司、更生保護女性会、BBS 会）の現状と課題解決について

４　地方再犯防止推進計画の認識と策定に対する考えについて